

伊藤 毅 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和6年2月1日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

（理由）

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

## 2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求書において、「請求の要旨」として、①セキュリティ導入計画が非常にずさんであり、計画を進めることは税金の無駄遣いを生むことになる、②県がやりたいことは、庁舎のセキュリティを向上させることではなく、目的不明者、不審者、見学者を減らすことで、これはセキュリティ対策ではなく特定の人々の排除であり、開かれた県政から閉じられた県政への変わり目になる、③歴史あるキングの正面玄関に近代的なゲートを設置するのは歴史的遺産の毀損である、と主張してセキュリティゲート導入計画の中止を求めており、その理由について、事実証明書中の「結論」として、「計画の必要性を示す根拠がまったくありません」、「いい加減な計画に税金を使うことは許されません」と主張し、「閉ざされた自治体になることを阻止するためにも、セキュリティゲート導入計画を中止すべき」と結んでいる。

本庁庁舎のセキュリティゲートの設置については、令和5年12月8日に総務政策常任委員会へ報告された後、令和6年2月13日に、当該セキュリティゲートの設置を含む本庁庁舎セキュリティ対策事業費を計上した令和6年度当初予算案が令和6年第1回神奈川県議会定例会へ提案され、現在、県議会で予算案が審議されている段階であり、今後、具体的にどのような仕様でセキュリティゲートが設置され、それに伴う公金の支出がどのようになされるのかが相当の確実さをもって予測される状況にはない。

また、本件措置請求書において、請求人は、本庁庁舎のセキュリティゲート設置に対する反対意見を述べているに過ぎず、財務会計上の行為である本庁庁舎のセキュリティゲート設置に係る公金の支出自体が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとは認められない。

## 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。